

戸田市地域で子育て支援を推進する条例（案）の概要

1 制定の趣旨と目的

全てのこどもが健やかに成長することができ、置かれている環境等にかかわらず、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、地域全体で応援するとともに、保護者、地域住民等、学校等、事業者及び市のそれぞれの責務及び役割を明らかにし、地域全体での子育てを推進することを目的とします。

2 定義

この条例における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) こどもとは、18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいいます。
- (2) 保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護する者をいいます。
- (3) 地域住民等とは、市内に住み、勤め、通学する者（こどもを除く。）又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいいます。
- (4) 学校等とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園その他これらに類する施設及び学童保育室その他子育て支援事業を実施する施設をいいます。
- (5) 事業者とは、市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいいます。

3 基本理念

こどもへの支援は、以下の基本理念に基づくものとします。

- (1) 一人の人間として尊重されること
- (2) 主体的に社会参加できる環境の整備
- (3) 市、保護者、地域住民等の責務及び役割を定め、相互に連携協力する
- (4) 切れ目のない支援

4 責務

市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者は、こどもたちが幸せを感じ、心身ともに健やかに成長することができるよう、連携し、協働する責務を有するものとします。

5 役割

市、保護者、地域住民等、学校等及び事業者の役割は、以下のとおりとします。

- (1) 市は、国、他の地方公共団体、社会福祉協議会その他の関係機関等と連携し、

こどもが健やかに成長し、こどもと保護者が安全で安心して暮らせる環境の創出及び維持に努めるとともに、こどもの育成に関して関係機関等と情報を共有し、それぞれに有する責務を全うされるよう、必要な支援及び総合調整を行うものとしします。

- (2) 地域住民等は、こどもが社会の一員であり、地域社会の担い手となることを認識し、こどもの支援に積極的にに関わり、地域活動等を通して健やかに成長できる環境づくりに努めるものとしします。
- (3) 学校等は、こどもが学校生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付け、将来の可能性を開いていくため、主体的に学べるように、地域社会と一体となって教育活動を推進し、生きる力を育成するよう努めるものとしします。
- (4) 事業者は、雇用する保護者がそのこどもとの関わりを深めることができるよう仕事と家庭生活の両立に配慮するとともに、地域住民等や学校等が行うこどもの育成に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとしします。

6 基本的施策

市等は、連携し以下の施策を講じるものとしします。

- (1) 計画の策定
- (2) 連携体制の構築
- (3) 地域住民等の活動に対する支援
- (4) 切れ目のない子育て支援
- (5) こどもが健やかに成長することができる安全で安心な環境整備
- (6) こどもの立場に立ったわかりやすい情報の提供
- (7) こどもの社会参加の機会の促進
- (8) こどもの居場所づくりの推進
- (9) 多様な相談機会の確保及び相談機能の充実
- (10) 広報及び啓発

7 施行日

この条例は、公布の日から施行予定です。